平成２５年（フ）第３３４号
千葉県佐倉市南ユーカリが丘13番地１　ガーデンラベニュー３―104号
債務者　山口　百恵
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蕨　　俊英
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙2173番地９
債務者　高田　幸蔵
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第８号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙2173番地９
債務者　高田登代子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９号
神奈川県横須賀市根岸町３―15―20―205、住民票上の住所神奈川県横須賀市芦名２丁目26番32号
債務者　高田　　稔
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第４３５号
静岡県静岡市葵区水見色2037番地
債務者　冬頭香代子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　友三
4　破産債権の届出期間　平成26年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１２５号
広島市西区庚午南１丁目２番28―315号
債務者　白木　裕二
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　朋矢
4　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
宮崎県児湯郡新富町大字日置1567番地３
債務者　高村　芳季
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘　　潤
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６０６０号
三重県名張市桔梗が丘４番町６街区６番地
債務者　宮﨑　啓二
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０号
大阪府南河内郡河南町大宝４丁目７番６号
債務者　松谷　有康
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間野　泰治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７２号
兵庫県明石市大久保町わかば３番６号　102号
債務者　明石マシンツールこと　宮内　雅裕
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　哲志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
兵庫県明石市大久保町わかば３番６号　102号
債務者　宮内　睦美
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　哲志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５３３０号
大阪市平野区瓜破東３丁目７番32号
債務者　森田　昭信
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉狩　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９３２号
大阪市港区三先２丁目13番４―203号、前住所大阪市港区弁天３丁目16番９号
債務者　生湯　詳二
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱﨑　千草
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０１４号
大阪市中央区難波千日前５番６号　西政マンション203
債務者　浅野冨貴子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２７４号
愛知県一宮市大和町毛受字一本松38番地　トロワソレイユＢ101号、営業所の住所名古屋市西区児玉１―５―７　メナー浄心308号室
債務者　アカホシデザインオフィスこと　赤星　秀行
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　貴文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部